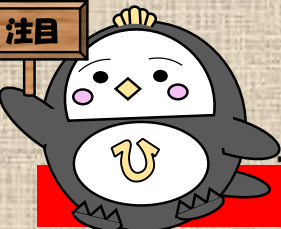


注目



再就職手当

をご活用ください!!

給付額は

基本手当

の日額 ※1



所定給付日数

の支給残日数



60%

又は

70% ※2

- ※1 再就職手当に係る基本手当日額には上限額があります。
- ※2 就職等をする前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数により給付率が異なります。支給日数を所定給付日数の
3分の2以上残し、早期再就職→支給残日数の70%の額
3分の1以上残し、早期再就職→支給残日数の60%の額

もしも、基本手当4,000円、所定給付日数90日の方が、支給残日数72日の状態で就職されたら・・・

$$4,000円 \times 72日 \times 70\% = 201,600円$$

(上記はあくまで一例です。実際の給付の金額は個人ごとの基本手当日額や支給残日数により異なります。)

支給時期は

再就職手当支給申請書をご提出いただいてから約1ヶ月後

- ①就職決定時、6番窓口で就職手続きを行う。(原則就職の前日に来所)
- ②再就職手当の申請用紙を受け取る。
- ③再就職先の事業主からの証明を受け、再就職手当支給申請書等を6番窓口へ提出する。(郵送可能)
- ④ハローワークにおいて内容の審査後、不備がなければ、再就職手当申請書受理後、約1ヶ月で支給。
(申請の件数により、支給決定までの期間が前後することがございます。)

再就職手当の支給には所定の要件があり、全て満たしていなければ支給されません。

詳細については、6番窓口又は受給資格者のしおりでご確認ください。



再就職手当

支給要件のご案内

再就職手当を受給するためには、次の全てに該当することが必要です。

- ☑ 待期が終わっていること。
- ☑ 給付制限がある方は、待期満了後1ヶ月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者等の紹介で就職されたこと。
- ☑ 就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
- ☑ 原則として、雇用保険の被保険者となっていること。
- ☑ 1年を超えて勤務することが確実であると認められる職業に就いたこと。
- ☑ 離職前の事業主（資本、資金、人事、取引等の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含む。）に雇用されたものではないこと。
- ☑ 雇用保険の手続きのために、最初にハローワークへ来られた日より前に雇用が内定していた事業所に就職したものでないこと。
- ☑ 再就職日の前3年以内の就職により次の手当を受けたことがないこと。
「再就職手当」「常用就職支度手当」



詳細については、6番窓口又は受給資格者のしおりでご確認ください。

早期再就職のためにハローワークの窓口をご活用ください！！

- 応募書類(履歴書や職務経歴書)についてのアドバイスが聞きたい。
- 面接の際の受け答えについて、どうすればよいか教えてほしい。
- 一緒に自分に合う求人を探してほしい。
- 毎回同じ担当者に相談したい。

職業相談コーナー(③番窓口)が

お手伝いします！！

その他にも……

- ☆ 仕事と子育て・介護などの両立支援の窓口 → → → → → ①番 マザーズコーナー
- ☆ 介護・医療・保育・建設・警備・運輸のお仕事 → → ②番 人材確保対策コーナー